

## 入札公告

令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤の委託について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第100条及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第5条の規定に基づき公告する。

令和3年10月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

### 1 条件付き一般競争入札に付する事項

#### (1) 事業年度

令和3年度

#### (2) 調達業務の名称

令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤

#### (3) 調達業務の内容

和歌山市内、紀の川市貴志川町内及び有田郡有田川町内に存在する雑草刈り取り等及びその処分等業務を実施する。

仕様書のとおり

#### (4) 調達業務を実施する場所

和歌山県和歌山市松江東一丁目993外、紀の川市貴志川町鳥居字川脇88-1及び有田郡有田川町下津野493-1外

仕様書のとおり

#### (5) 調達業務を委託する部局の名称及び所在地

##### ア 名称

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

##### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

#### (6) 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

### 2 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

#### (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

#### (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告示第1261号。以下「要綱」という。）に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者（入札参加資格の停止の期間中である者を除く。）であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理』の小分類『2 樹木管理・芝生管理(剪定・殺虫消毒を含む。)』」であること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和3年1月1日以降実施分）（平成23年制定）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、入札説明書のとおり

#### (3) 和歌山県内に本店を有する者であること。

#### (4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領（平成20年制定）に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

#### (5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領（平成20年制定）に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 3 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

#### (2) 期間

令和3年10月27日（水）から令和3年11月10日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

### 4 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

#### (1) 場所

3の(1)のとおり

#### (2) 期間

3の(2)のとおり

#### (3) 現地説明会の実施

今回、現地説明会は実施しません。各自・各社で確認をお願いします。

#### (4) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和3年10月27日（水）から令和3年11月2日（火）までの間において、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

その他質問の方法等については、入札説明書のとおり

### 5 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等（別途の認定審査会の手続き等を含む。）については、入札説明書のとおり

#### (1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

##### ア 場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

##### イ 期間

令和3年10月27日（水）から令和3年11月5日（金）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

#### (2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

4の(4)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

### 6 入札の場所及び日時

#### (1) 入札の場所及び日時

##### ア 場所

和歌山県庁農林水産部会議室（県庁東別館3階）

和歌山市小松原通一丁目1番地

##### イ 日時

令和3年11月11日（木）午前10時30分から

#### (2) 開札の場所及び日時

##### ア 場所

(1)のアと同じ

#### イ　日時

(1)のイに同じ

#### 7　入札の方法に関する事項

- (1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- (3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、10の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。
- (4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。
- (5) 郵送による入札は認められないものであること。
- (6) その他入札方法の細目については、入札説明書のとおり

#### 8　入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

#### 9　入札の無効に関する事項

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点での掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

#### 10　落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。  
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめことがある。  
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合には、当該入札事務に係るのない和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に係るのない和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が2に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

11 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

12 契約書の要否

要

13 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

14 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2875

ファクシミリ番号 073-433-3024

## 入札説明書

### 「令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤」

令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤については、別途の入札公告のとおり、「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」により和歌山県が調達する。

当該「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）その他の関係法令規則等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記に掲げる事項を熟知の上、入札しなければならない。

なお、入札後、仕様等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### 記

##### 1 入札公告年月日

令和3年10月27日

##### 2 条件付き一般競争入札に付する事項

###### (1) 事業年度

令和3年度

###### (2) 調達業務の名称

令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤

###### (3) 調達業務の内容

和歌山市内、紀の川市貴志川町内及び有田郡有田川町内に存在する雑草刈り取り等及びその処分等業務を実施する。

仕様書のとおり

###### (4) 調達業務を実施する場所

和歌山県和歌山市松江東一丁目993外、紀の川市貴志川町鳥居字川脇88-1及び有田郡有田川町下津野493-1外

仕様書のとおり

###### (5) 調達業務を委託する部局の名称及び所在地

###### ア 名称

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

###### イ 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

###### (4) 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日まで

##### 3 条件付き一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げるすべての要件を満たしていること。

###### (1) 自治法令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

###### (2) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格に関する要綱（平成20年和歌山県告

示第1261号。以下「要綱」という。)に基づき競争入札参加資格者名簿に登載されている者(入札参加資格の停止の期間中である者を除く。)であり、その競争入札参加資格者名簿の業務種目が「大分類『2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理』の小分類『2 樹木管理・芝生管理(剪定・殺虫消毒を含む。)』」であること。

また、その業務種目について、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和3年1月1日以降実施分)(平成23年制定。以下「基準」という。)の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であること。

#### ア 登録要件

上述のとおり

<基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第1項の説明参照のこと。>

#### イ 人材要件

「造園施工管理技士又は造園技能士1名以上」

<基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第2項の説明参照のこと。>

#### ウ 実績要件

直近5ヶ年において、同種同規模の契約実績があること(国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村)。

<基準の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」の表頭「各業務の共通の条件」の第3項の説明参照のこと。>

その他業務種目に係る入札参加資格の取扱いについては、要綱及び基準のとおり

(3) 和歌山県内に本店を有する者であること。

(4) 和歌山県役務の提供等の契約に係る入札参加資格停止要領(平成20年制定)に規定する入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(5) 和歌山県が行う調達契約等からの暴力団排除に関する事務取扱要領(平成20年制定)に規定する排除措置を受けている者でないこと。

(6) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

### 4 契約条項を示す場所及び期間

#### (1) 場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

#### (2) 期間

令和3年10月27日(水)から令和3年11月10日(水)までの和歌山県の休日を定める条例(平成元年和歌山県条例第39号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

### 5 仕様書及び入札説明書を交付する場所及び期間

#### (1) 場所

4の(1)のとおり

#### (2) 期間

4の(2)のとおり

#### (3) 現地説明会の実施

今回、現地説明会は実施しません。各自・各社で確認をお願いします。

#### (4) 質問の期間

仕様書及び入札説明書について質問がある者は、令和3年10月27日（水）から令和3年11月2日（火）までの間において、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課に対して、所定の書面（ファクシミリを含む。）により行うこと。

ア 所定の書面の様式は、仕様書等に対する質問申出書（様式1：要領別記第1号様式）とする。

イ 質問に対しては、原則として令和3年11月4日（木）までに書面（ファクシミリを含む。）により回答し、その内容については、和歌山県ホームページへの掲載の方法及び和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課での備付けの方法により公表するものとする。ただし、その内容が軽微なものにあっては、農林水産総務課の担当者の口頭による回答のみとすることができる。

#### 6 入札参加の申出の手続及び入札参加資格の審査に関する事項

この条件付き一般競争入札に参加するためには、要領第7条から第9条までの規定に基づき、入札の事前において、所定の入札参加資格確認申請書類を提出し、入札参加資格要件の適格認定を受けなければならない。

その手続等（別途の認定審査会の手続等を含む。）については、別添「条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）」のとおり

##### (1) 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

ア 場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課  
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 期間

令和3年10月27日（水）から令和3年11月5日（金）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

##### (2) 入札参加資格確認申請書類等についての質問

5の(4)のとおり（仕様書及び入札説明書についての質問として取り扱うものとする。）

#### 7 入札の場所及び日時

##### (1) 入札の場所及び日時

ア 場所

和歌山県庁農林水産部会議室（県庁東別館3階）  
和歌山市小松原通一丁目1番地

イ 日時

令和3年11月11日（木）午前10時30分から

##### (2) 開札の場所及び日時

ア 場所

(1)のアと同じ

イ 日時

(1)のイと同じ

#### 8 入札の方法に関する事項

##### (1) 入札は、所定の入札書に入札する事項を記入して行うこと。

ア 所定の入札書の様式は、入札書（様式2）とする。

イ 入札金額は、調達業務を完了するための価格の総額とする。

また、入札金額は、調達業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。

ウ 入札書には、調達業務の名称その他の必要事項を明記した上、入札者の氏名（商号（屋号）を含む。法人にあっては、その名称及び代表者の氏名。以下同じ。）を記入して押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならぬ。代理人が入札する

場合にあっては、入札者の氏名及びその代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記入して押印をしておかなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の入札金額は、訂正することができない。

オ 入札書を入札箱に投函した後は、入札書の書換え、引替え又は撤回をすることができない。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、その封筒の封皮には入札者の氏名、調達業務の名称及び入札年月日を表示すること。ただし、11の(5)による再度の入札にあっては、この限りではないこと。

(4) 入札の際には、条件付き一般競争入札参加資格要件適合認定通知書を提示し、又はその写しを提出すること。

(5) 郵送による入札は認めないものであること。

(6) 入札及びその執行については、次に掲げる事項に則り行うものとすること。

ア 入札事務（開札事務を含む。）は、農林水産総務課の複数の職員（うち上席の1人を入れ札執行者とする。）により執行する。

イ 入札執行者は、入札の時間を厳守させるものとする。

ウ 入札の場所に入室する者は、原則として1入札者（業者）1人とし、入札執行者は、入札の執行に先立ち条件付き一般競争入札参加資格要件適合認定通知書の提示又はその写しの提出を受け、その出席を確認するものとする。この場合において、入札者の代理人は、当該入札についての委任状（様式3）を提出しなければならない。

エ 入札は、入札者又はその代理人が入札箱に自ら投函して行うものとする。

オ 入札書の開札は、すべての入札者の入札の完了（入札箱への投函の終了）を確認した後直ちに、入札事務を執行する職員が行い、開札の結果については、入札執行者がその場で立ち会っている入札者又はその代理人に告げるものとする。

カ 入札執行者は、入札結果について入札執行調書を作成して整理するものとする。

キ 入札執行者は、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期（中断を含む。）し、又は取りやめができる。入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときも、同様とする。

ク その他入札の執行については、要領及びこの入札説明書に基づき、入札執行者が決定する。

## 9 入札保証金に関する事項

入札保証金は、和歌山県財務規則第87条第4号の規定により免除する。

## 10 入札の無効に関する事項

入札公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びにこの入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適合認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で3に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 所定の時刻までにされなかつた入札
- (4) 同一事項の入札について、入札者又は代理人が2以上の入札をした場合のそのいずれもの入札
- (5) 同一事項の入札について、代理人が2人以上の者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (6) 同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をした場合のそのいずれもの入札
- (7) 明らかに談合その他の不正な行為によってされたと認められる入札
- (8) 記名押印を欠いた入札書による入札
- (9) 入札金額を訂正した入札書による入札
- (10) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札書による入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

## 11 落札者の決定に関する事項

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、要領及びこの入札説明書のとおりとする。  
天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を延期し、又は取りやめことがある。  
入札者が談合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行できない状況にあると認めたときは、入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (2) この入札の開札において、入札者又はその代理人が立ち会わない場合には、当該入札事務に關係のない和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課の職員を立ち会わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に關係のない和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課の職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含めて最高3回までとする。
- (6) 落札者の決定後、契約の締結の日までの間において、落札者が3に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、契約を締結しないものとする。この場合において、本県は、その契約の不締結について、落札者に対して損害賠償責任その他何らの責任を負わないものとする。

## 12 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
  - ア 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額に相当するものでなければならない。
  - イ 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
    - (ア) 和歌山県財務規則第86条各号に規定する担保
    - (イ) 保険事業会社の保証
  - ウ 契約保証金は、次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を免除することができる。
    - (ア) 契約の相手方(落札者)が保険会社との間に和歌山県を被保険者とする履行保証保険

契約を締結したとき。

： 契約の相手方(落札者)は、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出すること。

(イ) 契約の相手方(落札者)が過去2箇年の間に国（公団等を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

： 契約の相手方(落札者)は、契約保証金納付免除申請書(様式4)により、それを証する書類（種類及び規模をほぼ同じくする契約についての書類の写し等）を提出すること。

(2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等については、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

13 契約書の要否

要

14 契約の締結に関する和歌山県議会の議決の要否

否

15 その他

この条件付き一般競争入札及びそれに基づく契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

(2) 所在地

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2875

ファクシミリ番号 073-433-3024

## 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書類作成要項（事前審査）

### 「令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤」

令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤の「入札参加資格の事前審査による条件付き一般競争入札」に参加しようとする者は、入札公告、入札説明書及び仕様書の内容について熟知の上、当該条件付き一般競争入札についての入札参加資格要件が満たされているか事前に審査を受け、所要の適格認定を得て入札に参加しなければならない。

当該入札参加資格確認の手続等については、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定。以下「要領」という。）第7条から第9条までの規定及び入札説明書本文に定めるもののほか、この別添の要項によるものとする。

当該入札に参加しようとする者は、下記に掲げる事項に留意の上、所要の条件付き一般競争入札参加資格確認申請書及びその添付書類（以下「入札参加資格確認申請書類」という。）を作成（調製）し、所定の期限までに、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課へ提出しなければならない。

#### 記

##### 1 入札参加資格確認申請書類を提出する場所及び期間

\* 提出する入札参加資格確認申請書類については、持参し、及びその提出書類について説明することが望ましいが、郵送による申請を可とすること。

郵送により事前審査を受ける場合には、申請書類を入れた封筒に申請者の氏名、住所等を表記の上、当該調達業務の名称とその入札参加資格確認申請書類が在中していることを明記して  
書留郵便で提出期限(受付期間の最終日)の前日までに必着させること。 郵送の場合には、必要な確認等は電話で行うこととするため、その連絡が取れない場合、必要な説明が得られない場合その他必要な書類が欠けている場合には受付できない、又は参加資格要件不適格となるので注意すること。

###### （1）受付場所

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-2875

ファクシミリ番号 073-433-3024

###### （2）受付期間

令和3年10月27日（水）から令和3年11月5日（金）までの県の休日を除く日の午前9時00分から午後5時30分まで

##### 2 入札参加資格確認申請書類の様式、種類、提出部数等

###### （1）入札参加資格確認申請書類は、次に掲げるものとする。

ア 条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（事前審査用）（様式5：要領の別記第2号様式）

イ 和歌山県役務の提供等の契約に係る競争入札参加資格決定通知書の写し

ウ 和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準（令和3年1月1日

以降実施分）（平成23年制定。以下「基準」という。）の別表「業務種目ごとの登録要件、人材要件及び実績要件」に定める条件を満たした者であることを証する書類

（ア）人材要件に関するもの

「造園施工管理技士又は造園技能士 1 名以上」に関するもの＜当該技士又は技能士が入札者本人又はその職員(役員を含む。)であり、常勤の者であること。＞：①及び②の書類

① 当該技士又は技能士に係る資格者証の写し

② 当該技士又は技能士に係る常勤が確認できる書類の写し {3の(2)参照}

(イ) 実績要件に関するもの

「直近 5ヶ年において同種同規模の契約実績があること（国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村）。」に関するもの＜当該入札公告日「令和 3 年 10 月 27 日」から過去 5 年間に国、都道府県、政令指定都市又は県内市町村（以下「国等」という。）と契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。＞：①の書類

なお、「直近 5ヶ年において、独立行政法人、公社・公団、県外市町村、民間企業等（以下「民間等」という。）と契約した同種同規模の業務を適正に履行(完了)したこと。」により、当該実績要件を満たそうとする場合にあっては、それが国等との同等の実績であるか、個々に別途、「和歌山県役務提供等実績認定審査会」（この入札公告で発注する業務の予定価格が 1,000 万円未満の場合は、農林水産総務課）の審査を受け、実績要件と認められる必要がある。

：②の申請書類

：①の書類又は②の申請書類

\* 「同種同規模の契約実績」とは、「業務種目：大分類『2 緑地管理、庭木・芝管理、樹木管理』の小分類『2 樹木管理・芝生管理(剪定・殺虫消毒を含む。)』の『業務レベル：全ての業務』」において相当(当該発注業務と同類の業務内容)する業務で、その契約金額がこの入札公告で発注する業務の契約金額に相当(当該発注業務の予定価格の概ね 50 %以上の契約金額)するものの契約実績である。

① 当該同種同規模の業務に係る国等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書の写し等

② 次に掲げる申請書類を、令和 3 年 10 月 27 日（水）から令和 3 年 11 月 5 日（金）までの県の休日を除く日の午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までの間に、和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課に対して、提出(持参し、提出書類について説明すること。また、別途審査会から直接聴取を求められた場合には所要の対応が必要であること。)すること。

a 契約実績同等(同種同規模)認定申請書（様式 6：認定審査事務取扱要領の別記第 2 号様式）

b 当該同種同規模の業務に係る民間等との契約実績を証する書類(同種同規模の業務であることが判るもので、それが正当に履行(完了)されたことが判るもの)：契約書、仕様書等の所要部分の写し、完了検査通知書・履行(完了)証明書等の写し等

\* 当該審査会の申請及び認定の手続(不認定の理由の説明等の手続を含む。)については、和歌山県役務提供等認定審査事務取扱要領（平成 25 年制定）によるものとする。

当該審査会に申請できる者は、当該民間等との契約実績によるもの以外の入札参加資格の要件を満たした者に限るものとする。また、当該審査により契約実績同等不認定とされた者は、この条件付き一般競争入札に必要な入札参加資格の要件が欠けている者となる。

(2) 入札参加資格確認申請書類の提出部数は、正本 1 部とする。

3 入札参加資格確認申請書類の作成(調製)における留意事項

## (1) 全般事項

- ア 申請書類に虚偽の記載等をした場合は、当該申請を無効とし、資格確認を取り消すことがある。
- イ 申請書の記入等に当たっては、次のことに注意するものとする。
- (ア) 申請書の記入等に当たり使用する言語は日本語とし、通貨は日本円とし、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によること。
- (イ) 数字は、すべて算用数字とすること。
- (ウ) 申請書の記入等には、黒(青)の万年筆又はボールペンを使用し、楷書で鮮明に記入すること。また、ゴム印、ワープロ等を使用した作成も可とすること。
- (エ) 字句等を訂正する場合は、二本線で抹消し、その上段に訂正後の字句等を記入すること。
- ウ 提出に際して、必要となる添付書類等のうち一つでも不足があれば受付できないので、十分確認の上、提出するものとする。
- 再提出は、受付期間内に、迅速に行うものとする。
- エ 受付期間後の申請書類の差し替え及び再提出は認めない。
- オ 申請書類の作成及び申請(提出を含む。)に関する費用は、申請者の負担とする。
- カ 申請書類は、返却しない。

## (2) 個別事項

- ア 人材要件に関する添付書類の「常勤が確認できる書類の写し」は、原則として、当該常勤者についての次に掲げる書面のいずれかの写しとする。
- a 住民税特別徴収税額の通知書（特別徴収義務者用）
- b 健康保険被保険証又は健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書  
直近に加入した者については、健康保険厚生年金保険被保険者取得届
- c 社会保険に加入していない者については、雇用保険被保険資格取得等確認通知書（事業主通知用）
- d 雇用保険に加入できない者その他a～cの書面が整えられない者については、当該申請書類提出日の月の前3か月間の源泉徴収簿又は賃金台帳等

## 4 審査結果の通知

申請者には、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」又は「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により令和3年11月10日までに通知するものとする。

なお、「条件付き一般競争入札参加資格要件適格認定通知書」は、その後の入札において必要となるので、申請者(入札者)において大切に保管するものとする。

## 5 不適格認定の理由の説明

- (1) 「条件付き一般競争入札参加資格要件不適格認定通知書」により必要な入札参加資格の要件が欠けていると認められた者は、その通知を受けた日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内に、書面（ファクシミリを除く。）により、その不適格認定の理由について説明を求めることができる。

- ア 書面の提出場所  
1の(1)と同じ
- イ 書面の提出方法  
持参又は書留郵便により提出すること。

- (2) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、当該書面の提出を受けた日の翌日から起算して3日（県の休日を除く。）以内に書面で行うものとする。

## 6 申請書類等についての質問の受付

この要項、入札参加資格確認申請書類等についての質問は、仕様書及び入札説明書についての質問として、入札説明書本文の5の(4)により行うものとする。

## 様式1(第5項関係)

要領の別記第1号様式

## 仕様書等に対する質問申出書

令和 年 月 日

和歌山県農林水産部農林水産政策局農林水産総務課 様

事業年度	令和3年度	公告年月日	令和3年10月27日
業務の名称	令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤		
質問者	住 所 <small>(法人にあっては、主たる事務所の所在地)</small>		
	氏 名 <small>(商号(屋号)を含む。法人にあっては、その名称及び代表者氏名)</small>		
	担当者の所属及び職氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
質問事項	1 仕様書について 2 入札説明書について		

様式2（第8項関係）

## 入札書

入札金額

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤に係る入札金

上記のとおり入札します。

令和3年 月 日

住所

法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地

氏名

商号(屋号)を含む。  
法人にあっては、  
その名称及び代表  
者の氏名

印

(代理人の場合)

氏名

印

和歌山県知事様

- 注) 1 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。
- 2 記入する金額の数字はアラビア数字で表示し、数字の先頭には「金」を記入すること。
- 3 金額を訂正したものは、無効とすること。
- 4 金額箇所以外の訂正又は抹消箇所には押印すること。

## 委任状

和歌山県知事様

私は、\_\_\_\_\_印を代理人と定め、下記事項を  
処理する一切の権限を委任します。

記

令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤ の  
入札について

令和 年 月 日

委任者

住所  
〔法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地〕

氏名

〔商号(屋号)を含む。  
法人にあっては、  
その名称及び代表  
者の氏名〕

印

様式4（第12項関係）

契約保証金納付免除申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地

氏名

商号（屋号）を含む。  
法人にあっては、  
その名称及び代表  
者の氏名

印

和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第93条第3号の規定により下記1の契約に係る契約保証金の納付の免除を受けたいので、関係資料を添えて申請します。

なお、下記2に記載の契約については、契約期間内に履行し、所要の完了検査に合格したことに相違ないことを誓約します。

記

1 契約事項

事業年度	令和3年度
業務の名称	令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤

2 国（公団等を含む。）又は地方公共団体との契約実績

発注者	契約の業務名等	契約日	完了日	契約金額

※ 過去2年間で、1の契約事項と同種・同規模の実績を数件以上記載してください。

※ 上記を証明する資料として次の書面を必ず添付してください。

- (1) 2に記載した契約に係る契約書の写し（業務の名称、契約期間、契約金額等が分かるもの）
- (2) 2に記載した契約に係る仕様書等の資料の写し（履行した業務の内容が分かるもの）

様式5（別添第2項関係）

要領の別記第2号様式

条件付き一般競争入札参加資格確認申請書〈事前審査用〉

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

住所

〔法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地〕

氏名

〔商号（屋号）を含む。  
法人にあっては、  
その名称及び代表  
者の氏名〕

印

〔担当者職氏名  
電話番号  
FAX番号〕

令和3年10月27日付けで入札公告のあった下記の条件付き一般競争入札に参加したいので、和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札（事前審査）実施要領（平成20年制定）第7条の規定により、関係書類を添えて、必要な入札参加資格の要件についての審査を申請します。

また、その他の入札公告された当該条件付き一般競争入札に参加する者に必要なすべての要件については満たしていること及び当該申請書及び添付書類のすべての記載事項について事実と相違ないことを誓約します。

記

1 条件付き一般競争入札に付される事項

(1) 事業年度

令和3年度

(2) 調達業務の名称

令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤

2 入札の場所及び日時

(1) 場所

和歌山県庁農林水産部会議室（県庁東別館3階）

(2) 日時

令和3年11月11日（木）午前10時30分から

3 添付書類

(1) 競争入札参加資格決定通知書の写し

(2) 人材要件に係るもの

・

・

・

(3) 実績要件に係るもの

・

・

・

（注）添付書類については、入札説明書に記載された申請書類作成要項を確認の上、提出する書類名称を具体的に記入してください。

(参考様式)

## 履 行 証 明 書

(和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札参加のための契約履行証明書)

和歌山県知事 様

申請者

住所

法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地

氏名

商号(屋号)を含む。  
法人にあっては、  
その名称及び代表  
者の氏名

印

この証明書のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

1 履行した業務名

2 履行期間（業務実施期間）

年 月 日から 年 月 日まで

3 契約金額

\_\_\_\_\_円

4 履行内容（業務の内容：業務の実施方法、業務対象のm<sup>2</sup>数等業務内容について、具体的に記載してください。）

上記記載のとおり申請者が履行（完了）したことを証明します。

年 月 日

証明者（業務発注者）  
住所

氏名

印

(参考様式)

## 履行証明書(記載例)

(和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札参加のための契約履行証明書)

和歌山県知事 様

申請者

住所

〔法人にあっては、  
主たる事務所の  
所在地〕

和歌山市●●●●番地

氏名

〔商号(屋号)を含む  
法人にあっては、  
その名称及び代表  
者の氏名〕

株式会社●●和歌山支店

和歌山支店長

●●●●印

この証明書のすべての記載事項は、事実と相違ありません。

1 履行した業務名

株式会社●●の●●●●●業務

2 履行期間（業務実施期間）

平成●●年●●月●●日から平成●●年●●月●●日まで

3 契約金額

￥●, ●●●, ●●●円

4 履行内容（業務の内容：業務の実施方法、業務対象のm<sup>2</sup>数等業務内容について、具体的に記載してください。）

株式会社●●の本社屋舎についての清掃業務

床面積：5, 000 m<sup>2</sup>  
建物内外のゴミ収集（毎日）  
建物内のワックス掛け（2カ月に1回）

上記記載のとおり申請者が履行（完了）したことを証明します。

令和●●年●●月●●日

証明者（業務発注者）

住所 和歌山市●●●●●

氏名

株式会社●●●●●  
代表取締役

印

## 契約実績同等（同種同規模）認定申請書

令和 年 月 日

和歌山県知事 様

申請者  
住所  
法人にあっては、  
主たる事務所の所  
在地

氏名  
商号(屋号)を含む。  
法人にあっては、  
その名称及び代表  
者の氏名

印

(担当者職氏名 )  
(電話番号 )  
(FAX番号 )

下記の条件付き一般競争入札について、入札公告及び和歌山県役務の提供等の契約に係る条件付き一般競争入札の取扱基準(令和3年1月1日以降実施分)(平成23年制定)の別表において実績要件として定められた契約実績を有する者と同等（同種同規模）の契約実績を有する者であるとの認定を受けたいので申請します。

## 記

## 1 入札公告事項

入札に付されている事項	入札公告年月日	令和3年10月27日
事業年度	令和3年度	
調達業務の名称	令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤	
入札の場所及び日時	和歌山県庁農林水産部会議室(県庁東別館3階) 令和3年11月11日午前10時30分	

## 2 同等（同種同規模）の認定を申請する業務種目名等

## (1) 業務種目名

## (2) 業務レベル

## 3 民間等契約実績

入札参加条件の実績要件と定められた同種同規模の契約実績に相当する民間等契約実績は、次のとおりです。

業務発注者(契約の相手方)の名称	
業務の名称	
契約期間	
業務実施期間	
履行場所	
業務の概要	

## 3 添付書類

上記の民間等契約実績について説明する書類は、次のとおりです。

- (1) 当該業務に係る契約書の写し又は業務発注者(契約の相手方)が発行する履行証明書
- (2) 当該業務の内容が分かる仕様書の写し等の資料

## 備考

- 1 民間等契約実績については、当該入札公告開始日から過去5年間に適正に履行(完了)したものについて、1件以上記入すること。ただし、「道路・河川・港湾設備保守管理」の「浮桟橋について」は、過去10年間に適正に履行(完了)したものについても記入できるものとすること。
- 2 履行証明書は、所定の様式(別紙様式)を使用すること。

# 仕 様 書

## 1 調達業務の名称

令和3年度自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務⑤

## 2 業務内容

和歌山市内、紀の川市貴志川町内及び有田郡有田川町内に存在する自作農財産内の雑草刈り取り等及びその処分等業務

## 3 業務場所（自作農財産所在地）及び面積

(1) 和歌山市松江東一丁目993	283m <sup>2</sup>
(2) 和歌山市松江東四丁目1171番 1	2, 215m <sup>2</sup>
(3) 和歌山市松江東四丁目1176番 1 (道路)	552m <sup>2</sup>
(4) 和歌山市西庄字中浜1055-77	470m <sup>2</sup>
(5) 和歌山市西庄字中浜1055-78	40m <sup>2</sup>
(6) 和歌山市西庄字中浜1055-79	100m <sup>2</sup>
(7) 和歌山市西庄字中浜1055-89	81m <sup>2</sup>
(8) 和歌山市古屋字外松原532-1	20m <sup>2</sup>
(9) 和歌山市古屋字外松原532-3	36m <sup>2</sup>
(10) 和歌山市古屋字外松原532-4	687m <sup>2</sup>
(11) 和歌山市古屋字外松原532-6	1, 252m <sup>2</sup>
(12) 和歌山市古屋字外松原532-10	1, 695m <sup>2</sup>
(13) 和歌山市古屋字海面並松488-3	2, 687m <sup>2</sup>
(14) 和歌山市松江字上山2044-218	1, 324m <sup>2</sup>
(15) 和歌山市松江字上山2044-219	1, 100m <sup>2</sup>
(16) 和歌山市松江字上山2044-220	2, 335m <sup>2</sup>
(17) 和歌山市松江字上山2044-222	1, 846m <sup>2</sup>
(18) 和歌山市松江字上山2044-223	297m <sup>2</sup>
(19) 和歌山市松江字上山2044-224	176m <sup>2</sup>
(20) 和歌山市松江字上山2044-226	5, 151m <sup>2</sup>
(21) 和歌山市松江字上山2044-229	1, 480m <sup>2</sup>
(22) 和歌山市弘西字開743	342m <sup>2</sup>
(23) 和歌山市布引字角太841-3	138m <sup>2</sup>
(24) 和歌山市有本字出来島601-5	300m <sup>2</sup>
(25) 和歌山市古屋字海面並松488-12	150m <sup>2</sup>
(26) 和歌山市古屋字外松原532-17他	550m <sup>2</sup>
(27) 紀の川市貴志川町鳥居字川脇88-1	591m <sup>2</sup>
(28) 和歌山市北島字鵜ノ島325-3	400m <sup>2</sup>
(29) 有田郡有田川町下津野493-1, 487-1	1, 988m <sup>2</sup>
(30) 和歌山市松江東四丁目1179番4	90m <sup>2</sup>
	計 28, 376m <sup>2</sup>

#### 4 業務上の留意事項

- (1) 業務場所と隣接する道路の通行人、車には十分注意して作業を行うこと。  
なお、業務場所付近に車が駐車されている場合には、損害のないよう対策（必要に応じて対策写真を撮影）を講じること。
- (2) 本業務を実施するに当たり、周辺の民家、道路、建築物、工作物等第三者へ損害を与えた場合は、受注者の責任において賠償すること。
- (3) 民家付近においては、明らかな植栽木及び花壇等草花の植栽箇所に十分注意すること。また、業務場所の一部には、灌木、ササ類及び樹木の切株からの萌芽があるので、これらも刈り取ること。
- (4) 隣接する農家の農作業の妨げにならないようにすること。
- (5) 草刈り後の草丈は5cm未満（傾斜地等除く）となるように刈ること。
- (6) 松江、古屋、西庄地区は、各地区の開拓財産管理人の指示に従うこと。
- (7) 別添位置図の赤に着色した部分の雑草を刈り取ること。
- (8) 松江字上山2044-218は、垣根の剪定も実施すること。
- (9) 松江字上山2044-219は、切株からの萌芽を刈り取り、これより山側の雑草も刈り取ること。
- (10) 松江字上山2044-220と2044-222に挟まれた道路の雑草もすべて刈り取ること。
- (11) 有本字出来島601-5は、木杭・番線で立ち入りしにくい状況。木杭・番線を撤去して作業は可能であるが、復旧をすること。  
また、境界杭を設置しているため、誤って抜いたり破損しないよう注意すること。  
敷地内にある果樹の木1本を伐採・処分すること。また、木杭1本を撤去すること。  
有本字出来島601-5の草刈り作業は、契約後すぐに実施すること。
- (12) 和歌山市古屋字外松原532-1にある雑木の内、2本伐採を行い、1本剪定すること。※当該地の伐採・剪定により生じた木くずのみ、敷地内で細かく切断することは可能とする。
- (13) 松江東四丁目1179番4の一部は、除草後に防草シート（面積は約15m<sup>2</sup>程度、長さ約13m×幅1m:くの字に少し曲がっています。）を設置して、その上に通行できるように碎石(5号程度、厚さ5cm以上)を設置すること。  
その部分の草刈りについては、手作業により根まで撤去・処分して、土地を平らに整地すること。防草シートの端部の立ち上げは5cm以上(出入口は除く)、シートの重ね代は15cm以上とし、ピン止めで固定(2本/m<sup>2</sup>以上)すること。※防草シートは、目付量240g/m<sup>2</sup>以上の物を使用すること。  
碎石を設置する出入口付近は、勾配をつけて設置していない箇所との段差をなくし、日光が入らないようにすること。
- (14) 刈り取った雑草・雑木等は適切に処分すること。また、業務場所内にあるゴミも併せて処分すること。
- (15) 本業務はこの履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (16) 本仕様書に定めのないその他の事項については、農林水産総務課の担当と協議の上、決定するものとする。

#### 5 契約期間

契約締結日から令和4年1月31日（月）まで

## 6 業務の担当者

農林水産総務課農地利用班（県庁東別館3階） 村林  
電話：073-441-2875 ファクシミリ：073-433-3024

## 7 提出書類

### (1) 業務に関する書類

#### ① 工程表

業務着手前に提出してください。様式は指定しません。

#### ② 業務完了報告書

業務名、契約金額、契約年月日及び履行期間を記した和歌山県知事あての報告書を業務完了後、遅滞なく提出してください。

なお、参考様式は、和歌山県ホームページ（技術調査課 > 土木請負工事必携・土木設計業務等委託必携 > 委託関係提出書類様式集）(<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/081100/hikkei/i-youshiki/index.html>) のとおりです。

#### ③ 写真

##### a 着手前と完了後にそれぞれ同じ位置で撮影した写真

（各業務場所について1セットで全景が確認できよう撮影し、1セットで全景が確認できない場合は、角度を変えて撮影し、複数セット提出すること。）

##### b 雜草刈り取り等の作業（草刈り、伐採・剪定及び除草シート・碎石の設置）、積込み、運搬及び処分等の作業状況を撮影した写真（雑木を敷地内で処理した場合は、その作業内容と処理後の写真を提出すること。）

#### ④ 刈り取った雑草等を適正に処分したことを確認できる書類

（廃棄物処理施設への搬入伝票等。原本を提出できない場合は、写しで可）

#### ⑤ 提出先

農林水産総務課農地利用班（県庁東別館3階）

### (2) 契約に関する書類

#### ① 契約書類

契約書による契約を行います。

#### ② 提出先

農林水産総務課農地利用班（県庁東別館3階）

## 8 その他留意事項

### (1) 進捗状況確認

工程表により適宜、実施する場合がありますが、立ち会いの必要はありません。

### (2) 完了確認

業務の完了後、速やかに行います。原則、立ち会いの必要はありません。

### (3) その他

業務施行に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて協議します。